平成15年(行ケ)第398号 審決取消請求事件(平成16年2月4日口頭弁論 終結)

判 タイコエレクトロニクスアンプ株式会社 松宍松 訴訟代理人弁護士 尾 和 子 弁理士 戸 同 嘉 下 満 同 害 同復代理人弁護士 和 彦 田 日本圧着端子製造株式会社 被 訴訟代理人弁理士 耕 作 稲 岡 実 夫記 崎 同 Ш 宏 井 同 松

特許庁が無効2003-35015号事件について平成15年8月1日にした審決を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

主文と同旨

第2 当事者間に争いのない事実

1 特許庁における手続の経緯

原告は、意匠に係る物品を「コネクタハウジング」とし、その形態を別添審 決謄本写し別紙第1記載のとおりとする登録第1105291号意匠(平成12年 3月10日意匠登録出願、平成13年2月2日設定登録、以下「本件意匠」とい う。)の意匠権者である。

被告は、平成15年1月17日、原告を被請求人として、本件意匠の意匠登録を無効にすることについて審判を請求した。

特許庁は、同請求を無効2003-35015号事件として審理した上、同年8月1日に「登録第1105291号の登録を無効とする。」との審決をし、その謄本は、同月13日、原告に送達された。

2 審決の理由

審決は、別添審決謄本写し記載のとおり、本件意匠は、その出願前に頒布された意匠登録第1018720号公報(審判甲2・本訴甲3)に記載された、意匠に係る物品を「コネクタハウジング」とし、その形態を同審決謄本写し別紙第2記載のとおりとする登録第1018720号意匠(平成8年11月28日意匠登録出願、平成10年6月12日設定登録、以下「引用意匠」という。)と比較すると、両意匠は、意匠に係る物品が共通し、形態の類否については、差異点よりも共通点の与える影響が支配的であるから、意匠全体として互いに類似するものであり、本件意匠の意匠登録は、意匠法3条1項3号に違反してされたものであるから、無効とすべきであるとした。

第3 原告主張の審決取消事由

- 1 審決は、本件意匠と引用意匠の差異点の判断及び共通点の判断を誤った結果、類否判断を誤った(取消事由)ものであるから、違法として取り消されるべきである。
 - 2 取消事由(本件意匠と引用意匠の類否判断の誤り)
 - (1) 本件意匠と引用意匠の差異点の判断の誤り

ア 審決は、本件意匠と引用意匠の差異点として認定した。(1)「後端突出部の態様について、本件登録意匠(注、本件意匠)は、上端から下端に至るまで突出し、それぞれの上下面に前後方向の細溝を施しているのに対し、引用意匠した。中程に上下幅の略 1 / 3 の間隔を設け、それぞれの上下両面を平滑無模様としている点」(審決謄本 4 頁最終段落、以下「差異点(1)」という。)、(2)「左右の脚部間の態様について、本件登録意匠は、前後同幅であって開脚部分と「左右の脚部間の態様について、本件登録意匠は、前後同幅の凹溝状としているのに対し、引用意匠は、後端よりも前端がやや広がった平面視斜め状である点」(同 4 頁末行~5 に、本件登録意匠は、それぞれ上面中央に平面視縦長長方形状のごく浅い凹る点、「 4 件登録意匠は、それぞれ上面中央に平面視縦長長方形状のごく浅い凹る点、 (同 5 頁第 1 段落、以下「差異点(3)」という。)について、「差異点(1)に

ついては、本件登録意匠(注、本件意匠)の出願前より、この種物品分野におい て、後端突出部を本件登録意匠のものと略同様に上端から下端まで連続して形成し た態様のものは、甲第8号証(注、本訴甲4〔平成11年5月17日被告作成のソ ケットハウジングの製作図面〕、以下「甲4図面」という。)に示す意匠(別紙第 3参照), 意匠登録第577695号(注, 本訴甲5-1, 以下「甲5-1公報」という。)及び同号の類似第1号(注, 本訴甲5-2, 以下「甲5-2公報」とい う。)に示す各意匠が見受けられるから、本件登録意匠のみに格別新規に形成した ものとは言えず、また、上下面の細溝の有無は、形態全体からみれば限られた部位の態様についての差異にすぎず、前記のとおり、両意匠の後端突出部を細長い突出 部と連続一体状であっていずれも左右対称状に形成している点が、いずれの方向か ら視た場合にも形態全体を特徴づける要素であるのに対し、これらの差異が形態全 体に与える影響は小さいものであり、両意匠の類否判断に与える影響も微弱にとと まる」(同5頁最終段落),「差異点(2)については、本件登録意匠の出願前よ り、左右の脚部間の開脚部分を前後同幅に形成することは、請求人(注、被告)提出の甲第3号証(注、本訴甲6-2[特開平9-120857号公報]、以下「甲6公報」という。)に記載の図1および図2に示す意匠(別紙第4参照)および甲 第4号証(注,本訴甲7-2〔特開平10-125384号公報〕,以下「甲7公 報」という。)に記載の図1および図3に示す意匠(別紙第5参照)のとおり広く 知られ、左右の脚部間を凹溝状に形成した態様(意匠登録第577695号の意匠 参照。)も知られているから,凹溝状に形成した部分を脚部間の全体としたか部分 としたかの変更の範囲であって、形態全体からみれば限られた部位の軽微な差異に とどまり、その差異が両意匠の類否判断に与える影響は微弱にとどまる」(同5頁 最終段落~6頁第1段落)、「差異点(3)について、この種物品分野において 最終段落~6頁第1段落), は、コネクタ相互の接続をより確実にするためコネクタハウジングの脚部など差込 部分に適宜凹凸を施すことは普通に行われるところ、本件登録意匠の凹部は、脚部 先端寄りに形成したごく浅いものであって、下面の開口部も小さいものであり、い ずれも格別の態様に形成したものでもないから、形態全体の基調に影響を与えるほ どの要素となり得ないものであり、両意匠の類否判断に与える影響は微弱にとどまる」(同6頁第1段落)と判断した。しかし、これらの判断は、認定した形態的差異が類否判断に与える影響を合理的な理由なしに不当に過小評価するものであり、誤りである(差異点(4)については、争わない。)。

イ 差異点(1)について、「甲第8号証(注,甲4図面)に示す意匠(別紙第3参照)」には、本件意匠と略同様に「上端から下端まで連続して形成した態様」の後端突出部は開示されていないし、また、「上端から下端まで連続して形成した後端突出部」それ自体は、審決が引用する上記甲5-1公報及び甲5-2公報から公知であるが、本件意匠の後端突出部は、側面図から明らかなように、上記先行公知意匠のものに比較して、幅広に形成されており、本件意匠に特有の形態をなしている。本件意匠は、このように後端突出部を幅広に形成することによって、これと連続して一体状をなす細長い突出部を相対的に短く見せているのであるから、この点の美感に関する本件意匠と引用意匠との差異の形態全体に与える影響が、小さいとはいえない。

ウ 差異点(2)について、本件意匠の深い凹溝は、平面視及び背面視において、脚部が基部をわずかに残してコネクタハウジングのほとんど全長にわたってびる相当に長い外観を呈し、大変すっきりとしたスマートな印象を看者に与えり小との長方形の開口部分を有して、それらの縁が平行であるがために幾何学公報に入りまで、引用意匠は、いずれも、脚部の長さは基部の長さとほぼ同じにすぎない、ずんる。たものであるから、差異点(2)が看者に与える意匠上の影響は極めて大であるに、引用意匠の、平面視で基部から前方へソ字状の隙間をもって左右二股状におる略四角柱状の脚部は、これに先行する公知意匠には全く見ることがであるに、引用意匠の脚部は、これに先行する公知意匠には全く見ることがであるがある形態であり、引用意匠の顕著な特徴を構成するものである。これに対し、本の脚部は、このようなソ字状形態とは異なり、真っ直ぐに開脚する形態であり、この観点においても差異点(2)が意匠の類否判断に与える影響は大といわざるを得ない。

エ 差異点(3)について、本件意匠の脚部上面に形成された深い凹溝は、脚部の形態と調和のとれた幾何学的形状、すなわち、脚部の先端から後方に向かって配された長方形を有し、脚部間上側の深く顕著な凹溝とあいまって、看者に二等辺

三角形の配列を印象付け、本件意匠において最も看者の目につきやすく、その存在を訴えるものとなっている。また、脚部下面に形成された開口部分も、脚部の形態と調和のとれた幾何学的形状、すなわち、脚部の先端と細長い突出部のほぼ中間で段差にまたがって配された長方形を有し、脚部間の下側凹溝とあいまって、看者に二等辺三角形の配列を印象付けている。これらは、正に視覚を通じて美感を起こさせる意匠であり、審決にいう「格別の態様に形成したもの」に該当し、意匠全体の基調にかなりの影響を与えるほどの要素となっている。

(2) 本件意匠と引用意匠の共通点の判断の誤り 審決は、本件意匠と引用意匠の共通点として認定した、「全体は、横幅 よりも奥行きが長い扁平な筺体状であって、後方を電線接続側である基部とし、その前方へ左右二股状に延びる略四角柱状の脚部を基部と一体状に形成している点が 認められ、各部の態様について、基部は、左右両側面の後端に基部の上下面と面一状に直方体状の突出部(以下、「後端突出部」という。)を左右対称状に形成し、背面に左右対称状の小矩形状の孔部を設けている点、基部寄りの上面および下面の 左右方向にそれぞれ後方よりも前方が低い段差を形成している点、脚部は、全体の 奥行きの中程から開脚し、それぞれ正面視略正方形状であって先端四辺を面取り し、下面の先端寄りに、後方よりも前方が低い段差を形成し、そして、左側面およ び右側面は、それぞれ脚部先端寄りに平面視小さな略台形状の突起を有し、その後 方から上端面を面一致状とした前後に細長い突出部を後端突出部に連続一体状に形 成し、細長い突出部よりも後端突出部がそれぞれさらに突出している点、そして、 脚部の先端面に小矩形状の開口部を設けている点の各点」(審決謄本4頁下から第 2段落)について、①「形態全体についての共通点は、両意匠の形態の骨格を構成する基本的な構成態様に係るものであり、形態全体の基調を左右するほどの影響を与えるものである」(同5頁第2段落、以下「共通点の判断①」という。)、② 「形態各部の態様において、共通するとした後端突出部の態様及び上端面を面一致 状とした前後に細長い突出部を基部の前記突出部に連続一体状に形成し、細長い突 出部よりも後端の突出部がさらに突出している態様は、引用意匠の出願前には同様 に形成した態様のものが見受けられず、いずれの方向から観察した場合にも形態全体を特徴づける要素であ」(同)る(以下「共通点の判断②」という。)、③「共通するとした基部寄りの上面および下面に形成した後方よりも前方が低い段差は、両意匠の形態全体がいずれも扁平であって上下の面が広いため、比較的目立つ態様であるとしたまると思想がある。 であると言えるから,形態全体に与える影響が大きいものであり,特に下面は先端 寄りにも段差を形成しているため、踏み込み幅の長い階段状の態様を呈しており、 側面視のみならず底面側から視た場合にも形態全体を特徴づける要素となりえるも のである」(同,以下「共通点の判断③」という。),④「これら共通点は、いず れも左右対称状に形成している態様に係り、共通点が相まって生じる意匠的な効果

言える」(同,以下「共通点の判断④」という。)と判断した。しかしながら、これらの判断は、審決の認定する共通点が看者の注意を強くひくものではないことを 看過したものであり、誤りである。 共通点の判断(1)の「形態全体についての共通点」は、 「横幅よりも奥行 きが長い扁平な筐体状であって,後方を電線接続側である基部とし,その前方へ左 右二股状に延びる略四角柱状の脚部を基部と一体状に形成している点」(審決謄本4頁下から第2段落)をいうものであるが、これは、意匠登録第520637号公 報(甲8、以下「甲8公報」という。)及び実公昭62-145280号公報(甲 9、以下「甲9公報」という。)に示されるように、そもそも引用意匠の出願日前 において公知の形態にすぎない。すなわち、甲8公報記載の意匠は、意匠に係る物 品を「電気接続器用ハウジング」とするものであるが、本件意匠及び引用意匠と同 「横幅よりも奥行きが長い扁平な筐体状であって、後方を電線接続側である 基部とし、その前方へ左右二股状に延びる略四角柱状の脚部を基部と一体状に形成 基前とし、てい前カスを石一成状に建じる間口ではいい。 している」形態を有することは明らかである。また、甲9公報は、回路接続用コネクタに関する考案に係るものであり、その第3図(a)の右側に開示された回路接 続用コネクタも,本件意匠及び引用意匠と同じく,「横幅よりも奥行きが長い扁平 な筐体状であって、後方を電線接続側である基部とし、その前方へ左右二股状に延 びる略四角柱状の脚部を基部と一体状に形成している」形態を有している。したが って、上記「形態全体についての共通点」は、この種の意匠における「骨格を構成 する基本的な構成態様」にすぎず、意匠の類否判断に与える影響は、小さいことが 明らかである。

は、両意匠の形態全体の基調を形成し、両意匠の類否判断を左右するほどのものと

ウ 共通点の判断②の「後端突出部の態様及び上端面を面一致状とした前後に細長い突出部を基部の前記突出部に連続一体状に形成し、細長い突出部よりも後端の突出部が更に突出している態様」は、意匠に係る物品を「コネクターハウジング」とする意匠登録第544665号公報(甲10、以下「甲10公報」という。)に、細長い突出部が一方の側面にしか形成されていない点を除き開示されているから、「引用意匠の出願前には同様に形成した態様のものが見受けられず」とした認定は誤りである。

エ 共通点の判断③の「基部寄りの上面および下面に形成した後方よりも前方が低い段差」は、本件物品が相手方コネクタとはまり合うために機能上要求される形態にほかならない。したがって、例えば、意匠に係る物品を「電気コネクタ用ハウジング」とする意匠登録第711239号公報(甲11、以下「甲11公報」という。)には、「基部寄りの上面および下面に形成した後方よりも前方が低い段差」を有する形状が開示されているから、上記段差の共通点は、類否判断に与える影響が相対的に小さいといわなければならない。

なお、審決が挙げる、脚部の開脚、正面視におけるほぼ正方形状、先端四辺の面取り、下面の段差、脚部先端寄りの突出部などの共通点のうち、脚部の開脚の形状及び位置が異なることは上記のとおりであり、また、その他の共通点は、この種の物品の意匠として類否判断を左右するような点ではない。

オ 共通点の判断④の「これら共通点は、いずれも左右対称状に形成している態様に係り、共通点が相まって生じる意匠的な効果は、両意匠の形態全体の基調を形成し、両意匠の類否判断を左右する」との点も、共通点に係る形態的特徴は、いずれも引用意匠に特有のものではなく、両意匠の類否判断を左右するほど重要なものということはできないから、誤りである。

カー以上のとおり、審決は、本件意匠と引用意匠の共通点について意匠的評価を誤り、物品の基本的骨格を上位概念でとらえて共通性があるとし、かつ、原告が提出した先行公知意匠を全く考慮することなく、先行意匠にも存在する特徴を本件意匠及び引用意匠が有する共通点として挙げて、殊更共通性を強調するものであって、正当な判断をしていないものというべきである。

でではないが用窓匠が何りる民屋だとして学りで、殊丈民屋住を強調するものであって、正当な判断をしていないものというべきである。 (3) 上記のとおり、審決は、本件意匠と引用意匠の共通点が看者の注意を強くひくものではないのに、その意匠的評価を誤り、かつ、差異点についても、それが客観的に見る者の美感に訴える影響を不当に過小評価した結果、類否判断を誤ったものである。

第4 被告の反論

- 1 審決の認定判断は正当であり、原告主張の取消事由は理由がない。
- 2 取消事由(本件意匠と引用意匠の類否判断の誤り)について
 - (1) 本件意匠と引用意匠の差異点の判断の誤りについて

ア 原告は、差異点(1)について、本件意匠の後端突出部は、側面視において、甲5-1公報及び甲5-2公報記載の公知意匠に比較して幅広であっしかるすることによって、細長い突出部を相対的に短く見せている旨主張する。しから、審決が甲5-1公報及び甲5-2公報記載の意匠を引用したのは、意匠の大まかな骨格として上端から下端まで連続した後端突出部を形成している例は公知であり、本件意匠に特有のものでないことを示すためである。また、審決が、後にあり、本件意匠に特有のものでないことを示すためである。また、審決が、後端突出部の形状の差異を大きく評価せず、むしろ、両意匠の後端突出部と対し、突出部の形状の差異を大きく評価せず、むしろ、両意匠の後端突出部とは、後端突出がすれる点を大きく評価したという、を小の物品であることから、そのような物品の類否にあっては、後端突出部のわずのな違いよりも、後端全体で観察した場合の類似性を大きく評価したという、極めて妥当な判断手法に基づくものである。

イ 原告は、差異点(2)について、本件意匠の深い凹溝は、平面視及び背面視で、脚部が基部をわずかに残してコネクタハウジングのほとんど全長にわたって延びる相当に長い外観を呈し、大変すっきりとしたスマートな印象を看者に与えていると主張する。しかしながら、上記「深い凹溝」は、正しくは「基部中央の凹み」というべきである。その凹みの先端から脚部が延びているのであるから、引用意匠と同じく、脚部と基部との奥行きは同程度と認識され、本件意匠は脚部が相当に長い印象を与えるものではない。また、原告は、本件意匠の脚部上面の長方形の凹溝と下面の開口部分の縁が平行であるために幾何学的にみて長さが強調されていると主張するが、看者は、両意匠から、脚部と基部との奥行き(長さ)は同程度と認識するというべきである。さらに、原告は、引用意匠の脚部のV字状の隙間をも

って、左右二股状に延びる略四角柱状の脚部は、公知意匠にないざん新な形態であるとも主張するが、引用意匠の脚部は、全体の奥行き(長さ)の中程から開脚し、平面視斜め状で後端よりも前端がやや広がっているという程度であり、V字状といえるほどには開脚していない。コネクタハウジングという極小の物品にあっては、看者は引用意匠の脚部間を「やや広がっている」程度としか認識しないのであり、引用意匠の脚部の広がりのさ細な差異より、「極間スリットがある」という両意匠の骨格における共通点の方が重視されるというべきである。

一 ウ 原告は、差異点(3)について、本件意匠の脚部上面の凹溝及び下面の開口部分は、脚部間の凹溝と上記上面凹溝と下面開口部分があいまって、二等辺三角形の配列を印象付け、意匠の類否判断に与える影響が大きいと主張する。しかしながら、原告のいう二等辺三角形の配列は、両意匠の類否判断において重視されない部分の配列であって、それが意匠の類否判断を大きく左右するとは到底いえない。その上、本件意匠の脚部上面の凹溝は浅く、下面の開口部分は小さいものであり、極小のコネクタハウジングにあって、そのような細かい部分が意匠の類否判断で重視されることはない。

(2) 本件意匠と引用意匠の共通点の判断の誤りについて

ア 共通点の判断①について、原告は、「全体は、横幅より奥行きが長いにである基部と、後方を電線接続側である基部とし、その有することが上り、などの関係を基部と一体状に形成している点」をあり、一次である基部と一体状に形成している点」をあり、一次である場合におり、「全体は、単名公報のとしたの関節のの形態を左右のの形態を方ののといるといる。としたを表別の判断に対し、明の名のである」としたを表別の判断に対し、明の名のである」としたを表別の形態がは、一型の名をは、本の名の形態がは、本件意匠とは、ののののである。として、おり、大きるの形態がは、基部のののであるに、本体のをは、本体のでは、基部のでは、基本のののでは、基本のでのでは、基本のでのでは、基本のでのでは、基本のでのでは、基本のでのでは、基本のでのでは、基本のでのでは、基本のでのでは、基本のでのでは、基本のでのでは、基本のでのでは、基本のでのでは、基本のでのでは、基本のでのでは、基本のでのでは、基本のでのでは、基部のでは、本体意匠及び引用意匠とは美感を異にする。

イ 共通点の判断②について、原告が甲10公報に開示されていると主張する「後端突出部の態様及び上端面を面一致状とした前後に細長い突出部を基部の前記突出部に連続一体状に形成し、細長い突出部よりも後端の突出部が更に突出している態様」は、甲10公報には開示されていない。上記態様は、本件意匠及び引用意匠の形態の「骨格を構成する基本的な構成態様」の上に立って、両意匠のみに共通する特有の形態であり、形態全体を特徴付ける構成要素である。

通する特有の形態であり、形態全体を特徴付ける構成である。 ウ 共通点の判断③について、原告は、「基部寄りの上面および下面の左右 方向にそれぞれ後方よりも前方が低い段差」は、本件物品が相手方コネクタとは と主張する。しかしながら、甲11公報記載のコネクタハウジングは、本件意匠と引用意匠とは基本的構成(上記「骨格を構成する基本的な構成的であるがら、同形態は、本件意匠と引用意匠の類否判断において考慮されるのであるから、同形態は、本件意匠と引用意匠の類否判断において考慮されるのではない。甲11公報記載のコネクタハウジングの段差は、相手方コネクタに挿入される部分と、挿入されない部分との境界部に形成されているが、他方、本件意匠及び引用意匠においては、上記態様のみならず、「脚部は・・・下面の先端の形態としての段差ではなく、本件意匠及び引用意匠に共和の形態全体を特徴付ける要素の一つとなっている。

の形態全体を特徴付ける要素の一つとなっている。 エ 共通点の判断④について、原告は、共通点に係る形態的特徴は、いずれも引用意匠に特有のものではなく、両意匠の類否判断を左右するほど重要なものということはできないと主張するが、原告が特有のものではないとして引用する甲8公報ないし甲11公報に、共通点に係る形態的特徴は開示されていない。

オ 本件意匠及び引用意匠は、共に、小型の2極ソケットコネクタハウジングであり、両者の形態を判断するに当たっては、上記「骨格を構成する基本的な構成態様」に係る共通点を前提とし、その機能及び用途上、看者が注目すべき構成要件としての各共通点に着目しなければならない。そして、各共通点から把握される本件意匠及び引用意匠は、共に、平面視及び底面視で、前方から後方に向かって、

両脚先端の面取り、両脚先端寄り側方の台形小突起、側面の細長い突出部、後端突出部と、段階的に全長にわたって広がりを形成している。同様に、側面視においても、上面及び下面が、共に、前方から後方に向かって、段階的に全長にわたっている広がりを形成し、これら広がる程度、段差の位置及び対称性がほとんど一致している。審決は、これら共通点が、本件意匠と引用意匠との差異点をしのぐと判断したものであり、極めて適切な判断というべきである。 第5 当裁判所の判断

1 取消事由(本件意匠と引用意匠の類否判断の誤り)について

(1) 本件意匠と引用意匠の差異点の判断の誤りについて ア 審決は、差異点(1)、すなわち、「後端突出部の態様について、本件 登録意匠(注,本件意匠)は,上端から下端に至るまで突出し,それぞれの上下面 に前後方向の細溝を施しているのに対し、引用意匠は、中程に上下幅の略1/3の 間隔を設け、それぞれの上下両面を平滑無模様としている点」(審決謄本4頁最終 段落)について、「本件登録意匠(注,本件意匠)の出願前より、この種物品分野 において、後端突出部を本件登録意匠のものと略同様に上端から下端まで連続して 形成した態様のものは、甲第8号証(注,甲4図面)に示す意匠(別紙第3参 照), 意匠登録第577695号(注, 甲5-1公報)及び同号の類似第1号 甲5-2公報)に示す各意匠が見受けられるから、本件登録意匠のみに格別 新規に形成したものとは言えず,また,上下面の細溝の有無は,形態全体からみれ ば限られた部位の態様についての差異にすぎず、前記のとおり、両意匠の後端突出 部を細長い突出部と連続一体状であっていずれも左右対称状に形成している点が, いずれの方向から視た場合にも形態全体を特徴づける要素であるのに対し、これらの差異が形態全体に与える影響は小さいものであり、両意匠の類否判断に与える影 響も微弱にとどまる」(同5頁最終段落)と判断したが,これに対し,原告は,甲 4 図面記載の意匠には、「上端から下端まで連続して形成した態様」の後端突出部 は開示されていないし、また、「上端から下端まで連続して形成した後端突出部」 それ自体は、公知であるが、本件意匠の後端突出部は、先行公知意匠のものに比較 幅広に形成されており、本件意匠に特有の形態をなし、このように後端突出 部を幅広に形成することによって、これと連続して一体状をなす細長い突出部を相対的に短く見せているのであるから、この点の美感に関する本件意匠と引用意匠と の差異の形態全体に与える影響が小さいとはいえないと主張するので、検討する。 甲4図面は、平成11年5月17日被告作成のソケットハウジング(コ

美感ないし美的印象を与え、意味を与え、意味を与え、意味を与え、意味を与え、意味を与え、意味を与え、意味を与え、一般を与え、一般を与え、一般を与え、一般を与え、一般を与え、一般を与え、一般を与え、一般を与えて、一般を与えて、一般を与えて、一般を与えて、一般である。とれて、一般である。一般のはないから、一般のはないから、一般である。一般である。一般である。一般のはないから、一般である。一般である。一般である。一般である。一般である。一般である。一般では、一般では、一般である。一般では、一般では、一般では、一般である。

の極小の物品であるということはできず,被告の上記主張は,前提において誤りであり,失当というほかない。

イ審決は、差異点(2)、すなわち、「左右の脚部間の態様について、本件登録意匠(注、本件意匠)は、前後同幅であって開脚部分より後方の上下面の基部後端寄りまでを開脚部分と同幅の凹溝状としているのに対し、引用意匠は、後端よりも前端がやや広がった平面視斜め状である点」(審決謄本4頁末行~5頁第1段落)について、「本件登録意匠の出願前より、左右の脚部間の開脚部分を前後に形成することは、請求人(注、被告)提出の甲第3号証(注、甲6公報)に記載の図1および図2に示す意匠(別紙第4参照)および甲第4号証(注、甲7公報)に記載の図1および図3に示す意匠(別紙第5参照)のとおり広く知られ、右の脚部間を凹溝状に形成した態様(意匠登録第577695号の意匠参照、)の変更の範囲であって、形態全体からみれば限られた部位の軽微な差異にとどまり、その差異が両意匠の類否判断に与える影響は微弱にとどまる」(同5頁最終段平の差異が両意匠の類否判断に与える影響は微弱にとどまる」(同5頁最終段平の差異が両意匠の類否判断に与える影響は微弱にとどまる」(同5頁最終段平の差異が両意匠の類否判断したが、これに対し、原告は、本件意匠の深い凹溝は、これに対し、原告は、本件意匠の深い凹溝は、これに対し、原告は、本件意匠の深い凹溝は、これに対し、原告は、本件意匠の深い凹溝は、これに対し、原告は、本件意匠の深い凹溝は、これに対し、原告は、本件意匠の深い凹溝は、これに対し、原告は、本件意匠の深い凹溝は、これに対し、原告は、本件意匠の深い凹溝は、これに対し、方形の開口部分の縁が平面の表面に対して、方形の開口部分の縁が平面の表面に対して、方形の開口部分の縁が平面の類であり、意味の表面に対して、方形の表面に対し、方形の表面に対して、方形の表面に対して、方形の表面に対して、方形の表面に対して、方形の表面に対して、方形の表面に対して、方形の表面に対して、方形の表面に対して、方形の表面に対して、方形の表面に対して、方形の表面に対して、方形の表面に対して、方形の表面に対して、方形の表面に対して、方形の表面に対し、方形の表面に対して、方形の表面に対して、方形の表面に対して、方形の表面に対して、方形の表面に対して、方形の表面に対し、方形の表面に対し、方形の表面に対し、方形の表面に対して、方形の表面に対して、方形の表面に対し、方形の表面に対して、方形の表面に対し、方形の表面に対して、方形の表面に対し、方形の表面に対し、方形の表面に対して、方形の表面に対し、方形の表面に対し、方形の表面に対し、方形の表面に対し、方面に対しが、方面に対し、方面に対し、方面に対し、方面に対し、方面に対し、方面に対し、方面に対し、方面に対しが、方面に対し

被告は、引用意匠の脚部は、V字状といえるほどには開脚しておらず、また、コネクタハウジングという極小の物品にあっては、引用意匠の脚部の広がりのさ細な差異より、「極間スリットがある」という両意匠の骨格における共通点の方が重視されるというべきであると主張する。しかしながら、引用意匠の脚部がV字状の開脚を有することは、平面図及び底面図から一見して明らかであり、また、コネクタハウジングが極小の物品であるとの前提が誤りであることは上記のとおりである。

ウ 審決は、差異点(3), すなわち, 「脚部先端寄りの態様について、本件登録意匠は、それぞれ上面中央に平面視縦長長方形状のごく浅い凹部を、、下面に設定を差して縦長長方形状の小さな開口部をそれぞれ設けている点」(活動を表すりでは、この種物品分野において、「差異点(3)について、この種物品分野においる点」について、この種物品分野においる点において、「大型のでは、これのでは、ないのでは、これのでは、これのでは、これのであるところ、本件登録意匠の凹部は、り、るいのでありに形成したごく浅いものであって、下面の開口部も小さいものでありにおいてあり、であるとは、であるとは、であるとと判断したが、本件意匠は、平面視においては、左右の脚部となり得ないものであり、であるには、平面視においては、左右の脚部の大型の長方形の凹溝と長方形の深い凹溝が、まれぞれ二等辺三角形の配列は、両意匠の類否判断において重視されな、な告は、二等辺三角形の配列は、両意匠の類否判断において重視されな

い部分の配列であり、また、本件意匠の脚部上面の凹溝は浅く、下面の開口部分は小さいものであり、極小のコネクタハウジングにあって、そのような細かい部分が意匠の類否判断で重視されることはないと主張するが、二等辺三角形状の配列が意匠的効果をもたらすことは上記のとおりであり、また、コネクタハウジングが極小の物品であるとの前提が誤りであることも上記のとおりである。

(2) 本件意匠と引用意匠の共通点の判断の誤りについて

ア 審決の共通点の判断①、すなわち、「形態全体についての共通点は、両意匠の形態の骨格を構成する基本的な構成態様に係るものであり、形態全体の基調を左右するほどの影響を与えるものである」(審決謄本5頁第2段落)との判断について、原告は、上記「形態全体についての共通点」は、この種の意匠における「骨格を構成する基本的な構成態様」にすぎず、意匠の類否判断に与える影響は小さいと主張するので、検討する。

審決の指摘する上記「形態全体についての共通点」は、「横幅よりも奥行きが長い扁平な筐体状であって、後方を電線接続側である基部とし、その前方へ左右二股状に延びる略四角柱状の脚部を基部と一体状に形成している点」(同4頁下から第2段落)をいうものであるが、引用意匠の出願日前に頒布された甲8公(昭和55年1月8日発行)及び甲9公報(昭和62年9月12日公開)には、「横幅よりも奥行きが長い扁平な筐体状であって、後方を電線接続側である基部とし、その前方へ左右二股状に延びる略四角柱状の脚部を基部と一体状に形成している」形態を有するコネクタハウジングが開示されており、同形態は、コネクタハウジングの形態としてごくありふれたものと認められ、看者の注意をひくものとはいえない。

被告は、本件意匠と引用意匠とは、小型の2極ソケットコネクタハウジングとして、その基本的な構成態様が共通するものであるのに対し、甲8公報記載のコネクタハウジングは、基部とが脚部は、その角が面取りされているいち、本件意匠及び引用意匠と異なる印象を与えるものであり、また、では、大きく、しかも、基部と脚部とが一体状に形成された形態でない。本件意匠及び引用意匠と異なると主張するに、下のであると、本の前端面から四角柱状の脚部が段差を有して、大きであると、大きでは、大きであると、大きであるとは、大きであるとは、大きであるとは、大きである。とは、大きである。とは、大きである。とは、大きである。とは、大きである。とは、大きである。とは、大きである。とは、大きのであり、有者の注意をひくものとはいえないとの上記判断を何ら左右しない。

のであり、看者の注意をひくものとはいえないとの上記判断を何ら左右しない。 すなわち、「形態各部の態様において、共通するとした後端突出部の態様及び上端面を面一致状とした前後に細長い突出部が見受出部に連続一体状に形成し、細長い突出部よりも後端の突出部が見受出部が見受出部に連続一体状に形成した態様のものが見受は高いずれの方向から観察した場合にも形態全体を特徴づける要素であ」(審している態様は、引用意匠の出願前には同様に形成した態様のものが見受おきります。 本5頁第2段落)るとの判断について、原告は、「後端突出部の態様及び上端面を面一致状とした前後に細長い突出部を基部の前記突出部に連続一体状に形成した。 本5頁第2段落)るとの判断について、原告は、「後端突出部の態様及び上端直長い突出部を基部の前記に連続一体状に形成した。 本5頁第2段落)るとの判断について、原告は、「後端突出部の態様及び上端直長い突出部に連続一体状に形成した。 本5頁第2段落)るとの判断について、原告は、「後端突出部の態様及び上端直接であるとの判断によりも後端の突出部が更に突出部に連続一体状に形成した。 長い突出部が見受けられていない点で、本件さないウジングは、細長い突出部が一方の側面にしか形成されていない点で、本件意ない引用意匠とは異なるから、審決の上記認定を誤りであるということはできない。

ウ 審決の共通点の判断③,すなわち,「共通するとした基部寄りの上面および下面に形成した後方よりも前方が低い段差は,両意匠の形態全体がいずれも扁平であって上下の面が広いため,比較的目立つ態様であると言えるから,形態全体に与える影響が大きいものであり,特に下面は先端寄りにも段差を形成しているため,踏み込み幅の長い階段状の態様を呈しており,側面視のみならず底面側から視た場合にも形態全体を特徴づける要素となりえるものである」(審決謄本5頁第2段落)との判断について,原告は,「基部寄りの上面および下面に形成した後方よりも前方が低い段差」は、甲11公報に開示されているように、本件物品が相手方コネクタとはまり合うために機能上要求される形態にほかならないから,類否判断

に与える影響が相対的に小さいと主張する。

原告が引用する甲11公報記載のコネクタハウジングのみならず、甲6公報及び甲7公報記載のコネクタハウジングにおいても、「基部寄りの上面および下面に形成した後方よりも前方が低い段差」が開示され、同形態は、相手方コネクタとはまり合うために機能上要求される公知の形態と認められるが、審決の指摘する「下面は先端寄りにも段差を形成している」点については、上記各公報にも開示されておらず、この点は機能上要求される公知の形態とは認められない。

工審決の共通点の判断④、すなわち、「これら共通点は、いずれも左右対称状に形成している態様に係り、共通点が相まって生じる意匠的な効果は、両意匠の類否判断を左右するほどのものと言える」(審決謄本5頁第2段落)との判断について、原告は、共通点に係る形態的特徴重要なものということはできないと主張するところ、「これら共通点は、いずれも引用意匠に特有のものではなく、両意匠の類否判断を左右いずあるは、いずれも引用意匠に特有のものではなく、両意匠の類否判断を左右いずあるは、できないと主張するところ、「これら共通点は、いずれも引用を立ていては、甲10公報のもずらにある。、「日本のと記し、これにより、この点がを右対称であることは、ごくかにより、この点がを右対称であることは、この点がを右対称に形成されるとも当然のことであり、この点が看者の注意をひくものとはいえない。(3)以上には、本件意匠と引用意匠の類否について検討する。

(1) の「後端突出部の態様について、本件登録意匠(注,本件意匠)は、上端か ら下端に至るまで突出し、それぞれの上下面に前後方向の細溝を施しているのに対し、引用意匠は、中程に上下幅の略 1 / 3 の間隔を設け、それぞれの上下両面を平滑無模様としている点」について、本件意匠の後端突出部は全長の略 1 / 5 弱の幅 広に形成され、これが甲5-1公報及び甲5-2公報記載の公知意匠にはない美感 ないし美的印象を与え、意匠的効果をもたらし、さらに、差異点(2)及び差異点 (3) に係る形態についても、本件意匠は、各脚部の上下面の先端部から基部にか けて脚部上面の長方形の凹溝と略同様の長方形の深い凹溝が形成され、平面視にお いては、左右の脚部上面の長方形の凹溝と長方形の深い凹溝が、また、底面視においては、左右の脚部の小型の長方形の開口部分と長方形の深い凹溝が、それぞれ二 等辺三角形状に配列された外観を呈し、これが引用意匠、甲6公報記載の意匠及び 甲7公報記載の意匠にはない美感ないし美的印象を与え、意匠的効果をもたらし、 他方、引用意匠の平面視で基部から前方へV字状の隙間をもって左右二股状に延び る略四角柱状の脚部は、引用意匠の顕著な特徴を構成するものであるから、両意匠 は,意匠全体として異なった美感ないし美的印象をもたらすものと認められる。こ れに対し、両意匠の「形態全体についての共通点」に係る形態は、コネクタハウジ ングの形態としてごくありふれたものであり、共通点に係る部分が左右対称に形成されることも当然のことであって、いずれも看者の注意をひくものとはいえず、また、両意匠の共通点に係る「後端突出部の態様及び上端面を面一致状とした前後に 細長い突出部を基部の前記突出部に連続一体状に形成し、細長い突出部よりも後端 の突出部が更に突出している態様」及び「下面は先端寄りにも段差を形成してい る」点は、公知の形態とは認められないが、特段の美的特徴を有するものとも認め られず,いずれも上記差異点の類否判断に及ぼす効果をしのぐものとまでは認めら れない。

したがって、本件意匠と引用意匠は、看者に全体として異なった美感ない し美的印象をもたらす非類似の意匠というべきであるから、差異点よりも共通点の 与える影響が支配的であるとして、両意匠が意匠全体として互いに類似するとした 審決の判断は誤りであり、この誤りが審決の結論に影響を及ぼすことは明らかであ る。

2 以上のとおり、原告の取消事由の主張は理由があるから、審決は違法として取消しを免れない。

よって、原告の請求は理由があるから認容することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第13民事部

裁判長裁判官 篠 原 勝 美

裁判官 岡 本 岳

裁判官 早 田 尚 貴